

講習等規程

(趣旨)

第 1 条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 1 1 年法律第 1 9 2 号）第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う講習等については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(制度と目的)

第 2 条 農研機構においては、次の各号に掲げる講習等の制度を設けるものとし、各制度における目的は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 依頼研究員受入制度 国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人、独立行政法人、大学（短期大学を含む。）その他農業若しくは食品産業又は農機具の改良に関する試験研究等を行う法人等（以下「試験研究機関等」という。）の依頼により、当該試験研究機関等の職員を受入れ、当該職員が農研機構の施設又は機械器具を利用して行う試験研究等に対し指導を行うことを目的とする。
- 二 技術講習制度 試験研究機関等の職員及び農業若しくは食品産業又は農機具の改良に関する研究若しくは業務に従事し、又は従事しようとする国内外の者を対象として、技術上の講習を行うことを目的とする。
- 二の二 インターンシップ制度 高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）、大学院等に在籍する学生を対象として、農研機構が行う業務の体験学習の機会を提供することを目的とする。
- 三 農業技術研修制度 園芸、茶業等に関する業務に従事し、又は従事しようとする者を対象として、長期にわたり必要な学理及び技術上の研修を行うことを目的とする。
- 四 A I 教育研修制度 試験研究機関等の職員及び農業若しくは食品産業又は農機具の改良に関する研究若しくは業務に従事し、又は従事しようとする者を対象として、A I（人工知能）に関する高度かつ先進的な技術の体系的な研修を行うことにより、A I の活用を通じた研究の推進又は業務の改善を行うことができる人材の育成に資することを目的とする。
- 五 農村工学技術研修制度 農村工学関係の業務に従事している国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、各種団体の職員、民間の技術者等に対し、農村工学の技術に関する基礎的、応用的知識の付与及び情報の提供を行い、農村工学に係る研究成果の普及を図り、これらの農村工学技術者の育成に資することを目的とする。
- 六 その他の制度 農研機構の所掌する業務に関連する講習等で、前各号に掲げる以外の目的をもって行う。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、講習等の実施に関し必要な事項は、前条第1号から第5号までに掲げるものにあつては理事長が、同条第6号に掲げるもので本部が実施するものについては本部人事部長が、研究所（組織規程（27規程第139号）第5条に規定する研究所をいう。）が実施するものについては当該研究所の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第37-1号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規程第37-2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第37-3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20.4.1 規程第37-4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20.12.1 規程第37-5号）

（施行期日）

1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

（公益社団法人等に関する経過措置）

2 この規程による改正後の講習等規程第2条第5号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第37-6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-9規程第37-7号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30.3.22 29-32規程第37-8号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31.4.16 31-5規程第37-9号）

この規程は、平成31年4月16日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-7規程第37-10号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3.8.24 03-11規程第37-11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

（短期集合研修実施規則の廃止）

- 2 短期集合研修実施規則（13規則第28号）は、廃止する。